

鹿沼市監査委員告示第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定による公の施設の指定管理者に係る監査を執行したので、同条第9項の規定によりその結果を公表する。

平成29年12月25日

鹿沼市監査委員 高田悦夫

鹿沼市監査委員 大貫武男

記

1 監査の期日

平成29年11月24日

2 監査の対象

対象施設 鹿沼市リサイクルセンター
所管部課 環境部廃棄物対策課
指定管理者 特定非営利活動法人 ぶうめらん

3 監査の範囲

平成29年度における上記の施設管理に関する出納その他の事務の執行状況

4 監査の方法

監査にあたっては、あらかじめ提出を求めた監査資料及び関係諸帳簿との照合・確認を行い、さらに所管部課及び指定管理者から施設の管理状況についての説明を聴取し、指定管理者の指定の手続き及び施設の管理並びに出納その他事務処理が適正かつ効率的になされているかどうかの主眼をおいて実施した。

5 監査の結果

指定管理者の指定までの手続については、地方自治法第244条の2及び鹿沼市公の施設における指定管理者の指定の手続き等に関する条例に基づき、適正に行われていた。

また、指定管理者による施設の管理状況及び出納その他事務処理は、業務仕様書、基本協定書等に基づき概ね適正に執行されているものと認められた。なお、事務上の

軽微な事項及び備品等の維持管理については、監査の際に指導をしたので記述は省略する。

以下、対象団体の指定管理対象事業の概要について記述する。

鹿沼市リサイクルセンターは、市民へ資源のリサイクルに関する実践活動の場を提供することにより、ごみの減量、リサイクルの推進を図ることを目的に設置された施設である。エコライフフェアなどのイベントや親子エコ教室などの環境学習・情報提供を行い、循環型社会の形成の促進と環境保全に寄与している。

平成29年4月1日から特例による指定管理者として、特定非営利活動法人ふうめらんが前期間に引き続き施設の管理及び運営を行っている。今期間は、平成32年3月31日までの3年間である。

なお、平成29年度の指定管理料は3,112,560円である。

6 指摘事項及び意見

指摘すべき事項はなかった。

本	庁	板荷コミュニティセンター	西大芦コミュニティセンター
加藤コミュニティセンター	北大飼コミュニティセンター	南摩コミュニティセンター	
南押原コミュニティセンター	東大芦コミュニティセンター	菊沢コミュニティセンター	
北押原コミュニティセンター	東部台コミュニティセンター	粟野コミュニティセンター	
粕尾コミュニティセンター	永野コミュニティセンター	清洲コミュニティセンター	